

設計・測量等 入札参加事業者 各位

設計・測量等における電子入札の実施に伴うICカードの取り扱いについて

令和2年6月23日に「設計・測量等における電子入札の実施及び一般競争入札(条件付)への移行について」で電子入札の導入と公募型指名競争入札の一般競争入札(条件付)への移行を行う旨を通知いたしましたが、電子入札事務にて利用するICカードの取り扱いについて改めて通知します。

1 ICカードの取得

電子入札に初めて参加される方は、7月27日(月)までに、横浜市電子入札システムへのご対応(ICカードの取得やPCの設定など)をお願いいたします。

2 ICカードの名義人の確認

すでに電子入札をご利用されている方は、ICカードの名義人が、横浜市一般競争入札有資格者名簿における「代表者又は受任者」であることを確認してください。(代表者又は受任者以外の名義人で行った入札は無効となります。)

3 ICカードの利用者登録

本市の電子入札に初めて参加する方は、所有するICカードを本市のシステム上に利用者登録する必要があります。利用者登録作業を完了していない状態で本市から指名通知等が到着すると、その入札案件に電子で参加することができなくなりますので、速やかに行ってください。(利用者登録は一度行えば、次回以降登録作業は必要ありません。)

4 ICカードの有効期限

失効したICカードでの電子入札は認められません。また、入札書を提出してから開札日(再度入札を含む)までの間にICカードが失効した場合、当該入札は無効となりますので、有効期限が十分に残っていることを確認してください。

5 その他

一般競争入札(WTO)の案件を除き、電子入札の対象となる案件では、紙での「入札参加の申込」や「入札書の提出」などはできませんのでご注意ください。(ただし、「横浜市電子入札運用基準(物品・委託等関係)」に定めるやむを得ない事情があると認められた場合を除く。)

詳細については、「ヨコハマ・入札のとびら」⇒「電子入札」でご確認ください。

＜ご不明な点は【電子入札ヘルプデスク】へ 045(662)7992＞

開設時間：午前9時から午後5時まで(※土、日及び祝日は除く)